

○ 国営土地改良事業負担金徴収条例等の例について（昭和48年11月5日付け48構改B第3039号農林省構造改善局長通知）一部改正通知の新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現行（最終改正：平成29年3月31日付け28農振第2249号農林水産省農村振興局長通知）
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;"><b>国営土地改良事業負担金徴収条例(例)</b></p> <p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項及び第2項に規定するものの支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5の規定により 災害復旧を併せ行ったときは当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の<u>全て</u>が完了した年度）の翌年度の<u>初日</u>とする。ただし、知事が当該国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、当該国営土地改良事業の施行によって受けるべき利益の<u>全て</u>が発生し、かつ、当該土地につき、3条資格者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、その利益の<u>全て</u>が発生した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の<u>初日</u>とする。</p> <p>備考</p> <p>2 この条例例第3条第1項各号の事業中指定工事（国営土地改良事業の工事のうち早期に完了すべきものとして土地改良事業計画においてあらかじめ指定し</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;"><b>国営土地改良事業負担金徴収条例(例)</b></p> <p>（負担金の徴収方法）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項及び第2項に規定するものの支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条の規定により 災害復旧を<u>あわせ行</u>ったときは当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の<u>すべて</u>が完了した年度）の翌年度とする。ただし、知事が当該国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、当該国営土地改良事業の施行によって受けるべき利益の<u>すべて</u>が発生し、かつ、当該土地につき、3条資格者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、その利益の<u>すべて</u>が発生した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度とする。</p> <p>備考</p> <p>2 この条例例第3条第1項各号の事業中指定工事（国営土地改良事業の工事のうち早期に完了すべきものとして土地改良事業計画においてあらかじめ指定し</p>

た工事をいう。以下同じ。)となる工事がある場合には、第4条第4項ただし書に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から指定事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の初日

この場合、当該指定工事に施設機能監視制度の適用があるときは、第一種指定工事(令第52条の2第4項第3号イ等に規定する第一種指定工事をいう。以下同じ。)及び指定工程を除く第二種指定工事(同号ロ等に規定する第二種指定工事をいう。以下同じ。)に係る部分の額の支払期間の始期について、更に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、第一種指定工事等(第一種指定工事及び指定工程を除く第二種指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から第一種指定工事等事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の初日

3 この条例例第3条第1項各号の事業に施設機能監視制度の適用があるときは、第一種工事(令第52条の2第4項第4号イ等に規定する第一種工事をいう。以下同じ。)及び指定工程を除く第二種工事(同号ロ等に規定する第二種工事をいう。以下同じ。)に係る部分の額の支払期間の始期について、第4条第4項ただし書に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、第一種工事等(第一種工事及び指定工程を除く第二種工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から第一種工事等事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の初日

た工事をいう。以下同じ。)となる工事がある場合には、第4条第4項ただし書に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から指定事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度

この場合、当該指定工事に施設機能監視制度の適用があるときは、第一種指定工事(令第52条の2第4項第3号イ等に規定する第一種指定工事をいう。以下同じ。)及び指定工程を除く第二種指定工事(同号ロ等に規定する第二種指定工事をいう。以下同じ。)に係る部分の額の支払期間の始期について、更に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、第一種指定工事等(第一種指定工事及び指定工程を除く第二種指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から第一種指定工事等事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度

3 この条例例第3条第1項各号の事業に施設機能監視制度の適用があるときは、第一種工事(令第52条の2第4項第4号イ等に規定する第一種工事をいう。以下同じ。)及び指定工程を除く第二種工事(同号ロ等に規定する第二種工事をいう。以下同じ。)に係る部分の額の支払期間の始期について、第4条第4項ただし書に次の特例を加える必要がある。

〇〇国営土地改良事業につき、第一種工事等(第一種工事及び指定工程を除く第二種工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者及び市町村から第一種工事等事業費額に係る負担金を徴収することが適当であると認めるときは、当該負担金に係る支払期間の始期は、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度